

医療を通じて地域に貢献します
大型医療機器設備等の整備に
ご寄付をお願いします



安曇野赤十字病院は松本医療圏の北部に位置し、安曇野地域の中核病院として、安全で質の高い医療の提供に努めて参りました。

平成22年に新病院を建設してから約16年が経過し、多くの医療機器が更新時期を迎えていますが、現在の医療を取り巻く環境は大変厳しく、財源確保に苦慮しております。

医師・看護師をはじめ全職員が一丸となり、今後も皆様からの信頼に応える医療提供を維持したいと考えておりますので、皆様のご理解とご支援を賜りたくお願い申し上げます。

院長 木下 修

寄付募集の概要

寄付の用途	医療機器設備等の整備資金として
寄付受付期間	令和8年2月1日～令和9年3月31日
寄付金額	寄付金額の目安として個人1万円以上、法人・団体5万円以上でのご支援をお願いいたします。※金額・回数に関わらず拝受いたします。
個人情報取扱	個人情報については、寄付者表彰及び顕彰のほか、領収書、赤十字からのお知らせ文書などの送付以外の目的には使用しません。



ご寄付の手続きに関する詳細は裏面をご覧ください

お手続き

1 寄付申込書のご提出

寄付申込書を郵送・ファックス・メールのいずれかでお送り下さい。
メールでお送りいただく場合は、寄付申込書の内容をメール本文にご記入下さい。

【寄付申込書の送付先】

安曇野赤十字病院 財務課あて 〒399-8292 安曇野市豊科5685番地
Fax 0263-72-2314 E-mail zaimu@azumino.jrc.or.jp

2 銀行口座へのお振込み

アヅミノセキジュウジビョウイン

「八十二長野銀行 豊科支店（普通）5978 安曇野赤十字病院」へ寄付額のお振込みをお願いします。
※申込書の提出と振込の順番が逆になっても構いません。

税制上の優遇措置

日本赤十字社へのご寄付は、税制上の優遇措置が受けられます。

個人の場合

寄付金額から2,000円を差し引いた額が確定申告により年間所得総額から控除されます（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%）。〔所得税法第78条第2項第3号〕

法人の場合

「特定公益増進法人に対する寄付金制度」では、一般の寄付金の損金算入限度額と別枠で損金算入できます。

表彰制度

 ご寄付の金額によって表彰制度が設けられています。

国の表彰(国による審査があります。)

- ・紺綬褒章
個人 500万円以上、法人1,000万円以上
- ・厚生労働大臣感謝状
個人100万円以上500万円未満
法人300万円以上1,000万円未満

日本赤十字社の表彰

- ・金色有功章 個人、法人とも50万円以上
- ・銀色有功章
個人、法人とも20万円以上50万円未満
- ・社長感謝状
個人、法人とも金色有功章受章後、更に50万円以上

安曇野赤十字病院 医療機器設備整備資金 寄付申込書 送付先(Fax 0263-72-2314) 財務課 宛	
お申込日	令和 年 月 日
寄付者様 ご氏名	(ふりがな)
ご住所	〒 -
電話番号	
ご寄付額	金 円
領収書発行 ※	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない（希望する箇所にレ点を記入）
表彰(公表)の可否	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 辞退する（希望する箇所にレ点を記入）

※領収書は、税制上の優遇措置を受ける場合に必要になります。